

議案第 44 号

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年伊賀市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「又は高等専門学校」を「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に改め、「後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2

年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第8号を次のように改める。

- (8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「者については6年」を「者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については6年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者
第4条第5号及び第6号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。